

令和2年（2020年）

第7回可児市議会定例会議案

令和2年11月27日

目 次

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第69号 | 令和2年度可児市一般会計補正予算（第6号）について | 1 |
| 議案第70号 | 令和2年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について | 1 |
| 議案第71号 | 令和2年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について | 2 |
| 議案第72号 | 可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 3 |
| 議案第73号 | 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 4 |
| 議案第74号 | 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 6 |
| 議案第75号 | 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 8 |
| 議案第76号 | 可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について | 10 |
| 議案第77号 | 可児市国民健康保険診療所条例を廃止する条例の制定について | 14 |
| 議案第78号 | 可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 17 |
| 議案第79号 | 可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について | 19 |
| 議案第80号 | 可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について | 24 |
| 議案第81号 | 可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について | 25 |
| 議案第82号 | 指定管理者の指定について | 27 |
| 議案第83号 | 指定管理者の指定について | 28 |
| 議案第84号 | 指定管理者の指定について | 29 |
| 議案第85号 | 指定管理者の指定について | 30 |
| 議案第86号 | 指定管理者の指定について | 31 |
| 議案第87号 | 指定管理者の指定について | 32 |

議案第69号

令和2年度可児市一般会計補正予算（第6号）について

令和2年度可児市一般会計補正予算（第6号）を別冊のとおり定める。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第70号

令和2年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）について

令和2年度可児市介護保険特別会計補正予算（第2号）を別冊のとおり定める。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第71号

令和2年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）について

令和2年度可児市下水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

議案第72号

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。</p> | <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第21条第2項及び第23条の2第1項の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」と、給与条例第23条の2第1項中「以下「管理職員」」とあるのは「可児市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年可児市条例第14号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。以下「管理職員」」とする。</p> |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第73号

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例（昭和36年可児町条例第11号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> |

第2条 可児市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|-----|-----|
| | |

| | |
|--|--|
| <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において受けるべき議員報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> |
|--|--|

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第74号

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和42年可児町条例第21号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> | <p style="text-align: center;">(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に<u>100分の220</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> |

第2条 可児市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--------|--------|
| (期末手当) | (期末手当) |

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の220を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第75号

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市職員の給与支給に関する条例の一部を改正する条例

第1条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあっては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「100分の62.5」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p> |

第2条 可児市職員の給与支給に関する条例の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の105</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p> | <p>(期末手当)</p> <p>第21条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額（行政職給料表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもののうち規則で定めるもの（第22条において「特定管理職員」という。）にあつては、<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4及び5 (略)</p> |

附 則

この条例は、令和2年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第76号

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

可児市国民健康保険税条例（昭和36年可児町条例第16号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が<u>330,000円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p> | <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には、630,000円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合には、190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には、170,000円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>430,000円</u>（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得</p> |

を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

ア～カ（略）

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない

ア～カ（略）

- (2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。)である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得

世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

- (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～カ (略)

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等(法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。以下同じ。)である場合における第4条及び前条の規定の適用については、第4条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額(次条に規定する

金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）とする。

付 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第4条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）」とする。

特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）とする。

付 則

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第4条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の可児市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第77号

可児市国民健康保険診療所条例を廃止する条例の制定について

可児市国民健康保険診療所条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市国民健康保険診療所条例を廃止する条例

可児市国民健康保険診療所条例（昭和49年可児町条例第35号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（可児市国民健康保険診療所診療料及び手数料徴収条例の廃止）

第2条 可児市国民健康保険診療所診療料及び手数料徴収条例（昭和49年可児町条例第36号）は、廃止する。

（可児市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第3条 可児市職員の定年等に関する条例（昭和59年可児市条例第19号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|------------------------------|
| （定年） 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。 <u>ただし、診療所において医療業務に従事する医師については、年齢65年とする。</u> | （定年） 第3条 職員の定年は、年齢60年とする。 |

（可児市職員の給与支給に関する条例の一部改正）

第4条 可児市職員の給与支給に関する条例（昭和42年可児町条例第15号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| （初任給調整手当） 第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に定める額を超 | （初任給調整手当） 第10条 次の各号に掲げる職に新たに採用された職員には当該各号に定める額を超 |

| | |
|--|--|
| <p>えない範囲内の額を、<u>第1号及び第2号</u>に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、<u>第3号</u>に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（<u>第1号及び第2号</u>に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) <u>診療所において、医療業務に従事する医師である職のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で、市の規則で定めるもの</u> 月額 414,800円</p> <p>(2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（<u>前号に掲げる職を除く。</u>）で市の規則で定めるもの 月額 50,800円</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げる職以外の職のうち特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で市の規則で定めるもの 月額 2,500円</p> <p>2 (略)</p> | <p>えない範囲内の額を、<u>第1号</u>に掲げる職に係るものにあつては採用の日から35年以内、<u>第2号</u>に掲げる職に係るものにあつては採用の日から5年以内の期間、採用の日（<u>第1号</u>に掲げる職に係る者にあつては、採用後市の規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市の規則で定めるもの 月額 50,800円</p> <p>(2) <u>前号</u>に掲げる職以外の職のうち特殊な専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で市の規則で定めるもの 月額 2,500円</p> <p>2 (略)</p> |
|--|--|

(可児市国民健康保険条例の一部改正)

第5条 可児市国民健康保険条例（昭和36年可児町条例第14号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|--|---|
| <p>(保健事業)</p> <p>第16条 市は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条に規定する特定健康診査及び第24条に規定する特定保健指導を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> | <p>(保健事業)</p> <p>第16条 市は、高齢者の医療の確保に関する法律第20条に規定する特定健康診査及び<u>同法</u>第24条に規定する特定保健指導を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、被保険者の健康の保持増進のために次に掲げる事業を行う。</p> |

| | |
|--|------------------------------------|
| (1)～(5) (略) | (1)～(5) (略) |
| 2 市は、 <u>診療所の設置</u> その他保険給付のための <u>事業</u> を行う。 | 2 市は、その他保険給付のために <u>必要な事業</u> を行う。 |

議案第78号

可児市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

可児市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市介護保険条例の一部を改正する条例

可児市介護保険条例（平成12年可児市条例第17号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(本市が行う介護保険)</p> <p>第1条 (略)</p> | <p>(本市が行う介護保険)</p> <p>第1条 (略)</p> <p><u>(市町村特別給付)</u></p> <p><u>第1条の2 市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第62条に規定する市町村特別給付として、介護用品購入費の支給を行う。</u></p> <p><u>2 前項の介護用品購入費の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。</u></p> |
| <p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる<u>介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第9条第1号</u>に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> | <p>(保険料率)</p> <p>第2条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる<u>法第9条第1号</u>に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(17) (略)</p> |

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第79号

可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例の制定について

可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市太陽光発電事業と地域との調和に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、太陽光発電事業の実施に関し必要な事項を定めることにより、地域と調和した太陽光発電事業が行われ、市民の生命、財産を守り、安全で安心して生活することができる環境及び豊かな自然環境の保全を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「法」という。）第2条第3項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、太陽光を再生可能エネルギー源とするものをいう。
- (2) 太陽光発電事業 太陽光発電設備を設置して発電を行う事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に太陽光発電設備を設置して行う事業を除く。）で、発電出力が20キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる事業者が、一団又は隣接する土地において同時期又は近接した時期に設置する太陽光発電設備の発電出力の合計が20キロワット以上となる場合を含む。）をいう。
- (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。
- (4) 事業者 太陽光発電事業を実施する者又は実施しようとする者をいう。
- (5) 周辺関係者 事業区域に隣接する土地（以下「隣接土地」という。）の所有者又は占有者、隣接土地における建築物の所有者又は居住者、隣接土地において事業を営む者、事業区域に係る自治会等をいう。
- (6) 着工 太陽光発電設備の設置に係る杭打ち、地盤改良、伐採、進入路等の整備を行うことをいう。ただし、許認可又は設計のために行う調査は除く。

(市の責務)

第3条 市は、第1条に定める目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たり、関係法令及びこの条例を遵守し、災害の防止並びに生活環境、自然環境及び景観の保全に十分配慮するとともに、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、第1条に定める目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用に関し協力するよう努めるものとする。

(土地の所有者等の責務)

第6条 土地の所有者、占有者及び管理者は、第1条に定める目的を達成するため、当該土地を適正に管理するよう努めるものとする。

(抑制区域の指定)

第7条 市長は、太陽光発電事業の実施において、次に掲げる特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し抑制区域を事業区域に含めないよう求めるものとする。

- (1) 土砂災害その他自然災害の危険性が高い区域
- (2) 生活環境又は自然環境（以下「生活環境等」という。）を保全する必要がある区域
- (3) その他市長が必要と認める区域

2 前項の抑制区域の指定は、規則で定めることにより行うものとする。

(技術基準)

第8条 市長は、太陽光発電設備について、次に掲げる事項に係る基準（以下「技術基準」という。）を定めるものとする。

- (1) 太陽光発電設備の設置に係る防災上の措置に関する事項
- (2) 太陽光発電設備の安全性の確保に関する事項
- (3) 太陽光発電設備の設置に係る周辺の環境及び景観の保全に関する事項
- (4) 太陽光発電設備の撤去に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、技術基準を遵守しなければならない。

(申請前協議)

第9条 事業者のうち法第9条第1項の規定による認定の申請をしようとするものは、当該申請をする日の30日前までに、当該事業に関する計画について市長と協議（以下「申請前協議」という。）しなければならない。

2 市長及び事業者は、申請前協議を終了したときは、その内容が確認できる書類を交わさなければならない。

(周辺関係者への周知)

第10条 事業者は、第12条第1項の規定による協議（以下「設備設置協議」という。）の前に、周辺関係者に対し、太陽光発電事業の内容について、説明会の開催その他の方法により、周知を行わなければならない。

2 事業者は、前項の周知を行うときは、実施しようとする太陽光発電事業の内容について周辺関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 事業者は、第1項の周知を行った後は、その結果及びそれに対する意見を市長に報告しなければならない。

(環境影響調査)

第11条 事業者は、次に掲げる太陽光発電事業を行う場合は、設備設置協議の前に、太陽光発電設備の周辺的生活環境、自然環境及び景観への影響について調査（以下「環境影響調査」という。）を行わなければならない。

(1) 事業区域の面積が1ha以上の太陽光発電事業（周辺が既に開発され生活環境等への影響が少ないと市長が認めるものを除く。）

(2) 周辺への影響が大きいと市長が認める太陽光発電事業

2 事業者は、環境影響調査を行った後は、その結果を市長に報告しなければならない。

(設備設置協議)

第12条 事業者は、着工の日前までに、太陽光発電設備の設置に関する計画（以下「事業計画」という。）を市長に届け出て、協議しなければならない。

2 市長は、設備設置協議をした太陽光発電事業が、隣接する市町の区域の生活環境等に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、関係する行政機関の長に対し、その旨を通知し、意見を求めることができる。

(協定の締結)

第13条 市長及び事業者は、設備設置協議を終了した後は、速やかに、太陽光発電事業について協定（以下「事業協定」という。）を締結しなければならない。

(着工)

第14条 事業者は、事業協定の締結前に着工してはならない。

2 事業者は、着工するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(事業計画の変更)

第15条 事業者は、事業協定を締結した後に事業計画の届出事項を変更しようとするときは、速やかに、その変更の内容を市長に届け出て、協議（以下「変更協議」という。）しなければならない。ただし、市長が別に定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の規定による変更の届出は、変更の内容が事業者の変更である場合は、当該変更後の事業者がこれをしなければならない。

(中止及び再開)

第16条 事業者は、申請前協議又は設備設置協議を開始した後に当該太陽光発電事業を中止するときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、着工後に太陽光発電事業を中止するときは、中止後の方針等について市長と協議（以下「中止協議」という。）しなければならない。

3 事業者は、中止している太陽光発電事業を再開するときは、その旨を市長に届け出なければならない。

(工事の完了等)

第17条 事業者は、事業協定を締結した太陽光発電事業に係る太陽光発電設備の設置工事が完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、速やかに、届出の内容を確認し、事

業協定に適合していないと認めるときは、事業者別に定める期限までに必要な措置を講じるよう指示するものとする。

(承継)

第18条 事業者の地位を承継した者は、市長にその旨を遅滞なく報告しなければならない。

(維持管理)

第19条 事業者は、太陽光発電事業を実施する間、事業計画に基づき災害の防止又は生活環境、自然環境若しくは景観の保全に支障が生じないように、事業区域及び太陽光発電設備を常時安全かつ良好な状態となるよう維持し、管理しなければならない。

(事業の終了等)

第20条 事業者は、太陽光発電事業を終了しようとするときは、終了する日の30日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 事業者は、太陽光発電事業を終了しようとするときは、事業計画に定める終了に伴う措置及び市長が別に定める措置を講じなければならない。

3 事業者は、太陽光発電設備の撤去を完了したときは、その完了の日から起算して30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(資料の提出等)

第21条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。

(立入、調査及び質問)

第22条 市長は、この条例の施行に関し必要な限度において、その職員に事業者の事務所、事業所若しくは事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、市長は、必要に応じて事業者に立会いを求めることができる。

2 前項の規定による立入、調査又は質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者又は関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入、調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言及び勧告)

第23条 市長は、この条例の施行に関し、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 事業者が申請前協議、設備設置協議、変更協議若しくは中止協議を行わないとき、又は当該協議の内容に虚偽があったとき。

(2) 事業者が正当な理由なく事業協定を締結する前に着工したとき。

(3) 事業者が、第17条第2項に規定する期限までに同項の規定による必要な措置を講じないとき。

(4) 事業者が第19条の規定による維持若しくは管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。

- (5) 事業者が第20条第2項に規定する措置を講じなかったとき。
- (6) 事業者が第21条に規定する報告若しくは資料の提出をしないとき、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。
- (7) 事業者が第22条第1項の規定による立入り若しくは調査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (8) 太陽光発電事業が、生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めるとき。
- (9) 事業者が前項の指導又は助言に正当な理由なく従わなかったとき。

(公表)

第24条 市長は、前条第2項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、当該事業者の氏名及び住所（事業者が法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該勧告の内容を公表し、国に報告をすることができる。

2 市長は、前項の規定による公表を行う場合は、あらかじめ事業者に対して、その理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

第2条 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する太陽光発電事業に適用する。

- (1) この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に、法第9条第1項の規定による認定の申請をする太陽光発電事業
- (2) 法第9条第1項の規定による認定の申請を行わず実施する太陽光発電事業であつて、施行日以後に着工する太陽光発電事業

2 前項の規定にかかわらず、第18条から第24条までの規定は、施行日前に、法第9条第1項の規定による認定の申請をしている太陽光発電事業、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（平成28年法律第59号。以下「改正法」という。）附則第4条第1項、第5条第3項及び第6条第3項の規定により法第9条第3項の認定を受けたものとみなされた太陽光発電事業並びに法第9条第1項の規定による認定の申請を行わず実施する太陽光発電事業であつて既に着工している太陽光発電事業の事業者について適用する。

3 施行日前に、法第9条第1項の規定による認定の申請をしている太陽光発電事業並びに改正法附則第4条第1項、第5条第3項及び第6条第3項の規定により法第9条第3項の認定を受けたものとみなされる太陽光発電事業であつて、施行日以後に着工する太陽光発電事業の事業者は、この条例の目的を達成するため、第4条、第8条、第10条及び第12条から第17条までの規定に関し、市長の求めに応じて協力するよう努めなければならない。

議案第80号

可児市小口融資条例の一部を改正する条例の制定について

可児市小口融資条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市小口融資条例の一部を改正する条例

可児市小口融資条例（昭和43年可児町条例第1号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 この条例において「小規模企業者」とは、次の要件を満たす個人又は法人をいう。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 申込みの日以前1年間に納期が到来した市民税の納付額（以下「<u>直近市民税額</u>」という。）<u>があるものであって当該直近市民税額を完納しているもの</u>又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者<u>控除額若しくは寡婦（寡夫）控除額を控除されたことにより直近市民税額がなかった個人</u></p> | <p>(申込人の資格)</p> <p>第4条 この条例において「小規模企業者」とは、次の要件を満たす個人又は法人をいう。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) 申込みの日以前1年間に納期が到来した市民税の課税があつてこれを完納しているもの又は地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による障害者、<u>寡婦若しくはひとり親に該当することにより、当該市民税が非課税である個人</u></p> |

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第81号

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

可児市市営住宅管理条例の一部を改正する条例

可児市市営住宅管理条例（昭和36年可児町条例第20号）の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
|---|--|
| <p>(公募の例外)</p> <p>第4条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第3項若しくは第4項の規定に基づく土地区画整理事業に伴う住宅の除却</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している<u>寡婦又は寡夫</u>、引揚者、炭鉱離職者、<u>老人又は障がい者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者</u>で速やかに市営住宅に入居</p> | <p>(公募の例外)</p> <p>第4条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者については、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の規定に基づく都市計画事業又は土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業に伴う住宅の除却</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>(入居者の選考)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養しているひとり親家庭の親、引揚者、炭鉱離職者、<u>老人、障がい者又は市長が定める基準の収入を有する低額所得者</u>で速やかに市営住宅に入</p> |

することを必要と認める者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

6 (略)

居することを必要と認める者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

6 (略)

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第82号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | | |
|---|--------------|---|
| 1 | 指定管理者を指定する施設 | 可児市文化創造センター |
| 2 | 指定管理者の名称等 | 可児市下恵土3433番地139 公益財団法人可児市文化芸術振興財団 理事長 高木 伸二 |
| 3 | 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第83号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児市児童館（中央児童センター、帷子児童センター、桜ヶ丘児童センター及び兼山児童館） |
| 2 指定管理者の名称等 | 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3 シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社 代表取締役 関口 昌太朗 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第84号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児市老人福祉センター可児川苑 |
| 2 指定管理者の名称等 | 可児市今渡682番地1 公益社団法人可児市シルバー人材センター 理事長 久野 泰臣 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第85号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児市老人福祉センター福寿苑 |
| 2 指定管理者の名称等 | 可児市今渡682番地1 社会福祉法人可児市社会福祉協議会 会長 奥村 啓明 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第86号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|---|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児市老人福祉センターやすらぎ館 |
| 2 指定管理者の名称等 | 可児市今渡682番地1 公益社団法人可児市シルバー人材センター 理事長 久野 泰臣 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |

議案第87号

指定管理者の指定について

指定管理者を次のとおり指定する。

令和2年11月27日提出

可児市長 富田 成輝

記

- | | |
|----------------|--|
| 1 指定管理者を指定する施設 | 可児市市民公益活動センター |
| 2 指定管理者の名称等 | 可児市広見一丁目5番地 特定非営利活動法人可児市NPO協会 理事長 山口 由美子 |
| 3 指定の期間 | 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで |